

エコ農業茨城推進方針

(平成 25 年度～平成 27 年度)

平成 2 5 年 4 月

茨城県農林水産部

エコ農業茨城推進方針（平成25年度～平成27年度）

1 方針策定の趣旨

エコ農業茨城推進基本計画（平成20年度～平成24年度，以後「基本計画」）は，第1期茨城農業改革（平成15年度～平成22年度）の重要課題である，環境保全活動と環境にやさしい営農活動に一体的に取り組むエコ農業茨城を，着実に，総合的・計画的に進めるための計画として策定しました。

この「基本計画」に基づき推進を行ってきた結果，エコ農業茨城は，農村の環境保全に対する関心の高まりとともに徐々に浸透してきており，エコ農業茨城に取り組む認定地区は，全県の約80%（平成25年3月末）まで拡大しています。

しかし，環境にやさしい営農活動については，エコファーマーの認定数や特別栽培農産物の認証数が伸び悩んでいることから，これまで以上に推進施策を充実させていく必要があります。

また，エコ農業茨城の取組みを生産者側だけでなく，消費者側へも広く知らせていくことも必要です。さらに，近年は農業の持つ多面的機能に加え，地球温暖化防止や生物多様性の保全など，農業の地球環境への貢献についても期待が高まっています。

基本計画の期間は平成24年度末で終了しますが，茨城農業改革大綱（2011-2015，以後「改革大綱」）でもエコ農業茨城は主要な施策として位置づけられており，これら課題等を踏まえ，改革大綱を推し進める中で引き続きエコ農業茨城の取組を計画的かつ着実に推進していくために，平成25年度から平成27年度のエコ農業茨城推進方針を策定します。

2 エコ農業茨城の基本方向と目指すべき本県農業農村の姿

(1) エコ農業茨城の基本方向

- ア 農村における環境保全の活動と環境にやさしい営農活動を一体的に進める「エコ農業茨城」の全県的な展開
- イ 県内外に向けて，エコ農業茨城の取組や農産物の情報を発信することによる茨城農業・農村・農産物の良好なイメージの醸成

(2) 目指すべき本県農業農村の姿

- ア 良好な生産基盤による良質で安心できる農産物の持続的な供給
- イ 霞ヶ浦等水域の水質改善
- ウ 平地林等が保全され，生態系に恵まれた，豊かで美しい農村環境の創出と活用

3 期間

平成25年度から平成27年度の3か年

4 エコ農業茨城の展開方向

エコ農業茨城を推進するため、①エコ農業茨城の普及啓発、②エコ農業茨城の推進、③エコ農業茨城の情報発信の3つの柱についてそれぞれ施策を展開し、地域や農業者のエコ農業茨城にかかる取組を拡大します。

まず、エコ農業茨城の優れた取組を広くPRするほか、環境保全や食の安全確保など、農業経営者として推奨する取組とその必要性などをまとめた茨城県GAP規範（仮）を策定・普及するなど、農業者がエコ農業に取り組む意識の醸成を図ります。

また、環境にやさしい営農活動を拡大するために、環境負荷を低減させる営農技術（総合的病害虫・雑草管理（IPM）、診断施肥、緑肥作物の利用など）の確立や普及を図るほか、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する営農活動（農地への炭素貯留を高めるたい肥の施用やカバークロップ（レンゲなどの緑肥作物）の作付など）の取組を増やすため、環境保全型農業直接支払事業を活用し推進していきます。

併せて、農業者や地域住民、NPOなどが一体となって取り組む農村環境の保全活動（畦畔の草刈りや江ざらい、耕作放棄地の解消など）を推進するほか、耕畜連携による資源の循環や、バイオマスや小水力などの未利用資源の利活用を検討します。

さらに、エコ農業茨城に取り組むことにより生まれる価値（生物多様性の保全、農村風景の維持、農業の多面的機能の維持、地下水汚染防止、地球温暖化防止など）について広く情報発信を行い、エコ農業茨城に対する消費者の理解を促進し、食べて応援するといった消費サイドの意識を高め、エコ農業茨城の応援団づくりを進めます。

これらの取組により、本県農業・農村・農産物の良好なイメージづくりと、豊かで美しい農村環境の創出と活用を図ります。

5 取り組むべき具体的方策

(1) エコ農業茨城の普及啓発

農業者や地域住民のエコ農業茨城に対する取組意識を高めるため、地区の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を取組みの度合いに応じて三段階に評価・認定する地区評価認定制度や、「茨城県GAP規範（仮）」の推進などにより意識の醸成と活性化を図ります。

ア エコ農業茨城に取り組む地区を認定し、エコ農業茨城に対する意識醸成を図るとともに、他の模範となるような、地域農業の活性化に資する優れた取組を行う地区や組織を重点的にPRし、県民等へエコ農業茨城に対する理解促進を図ります。

イ 「茨城県環境と調和のとれた農業生産活動（エコ農業）環境規範」（以後、エコ農業茨城環境規範）を網羅した「茨城県GAP規範（仮）」を策定し、規範の遵守を推進することで、エコ農業茨城に取り組む意識を醸成します。

(2) エコ農業茨城の推進

ア 環境にやさしい営農活動の推進

環境にやさしい営農活動を拡大するため、化学肥料や化学合成農薬を5割以上削減した栽培技術を確立しつつ生産現場への普及を図るほか、「環境保全型農業直接支援対策」などを活用し、環境にやさしい営農活動に取り組む生産者の掛り増し経費を支援していきます。

- (ア) 環境にやさしい営農技術を確立するために、化学肥料や化学合成農薬を5割以上削減した栽培技術や、診断施肥技術に係る試験研究を行い、いばらきエコ農業栽培技術指針の拡充と生産現場への普及を図ります。
- (イ) 化学合成農薬を削減するため、本県に適したIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術を確立しながら、あわせて生物農薬等（例：ピーマンで使用されるミヤコカブリダニのような天敵昆虫）の利用拡大についても推進します。
- (ウ) 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進するため、「環境保全型農業直接支援対策」により掛り増し経費の支援を行うとともに、天敵昆虫やフェロモン剤といった茨城県で取り組まれている技術が支援の対象となるよう、地域特認取組の拡充を図ります。
- (エ) 環境にやさしい営農に取り組む意欲の高い生産者を育成するために、栽培講習会、認定農業者の研修会、若手農業者の勉強会など、あらゆる機会を通じて特別栽培農産物（いばらきエコ農産物）やエコファーマーの制度を周知していきます。
- (オ) JAにエコ農業茨城推進アドバイザーを設置し、環境にやさしい営農活動の取組み面積の拡大やエコファーマーの認定等を推進します。
- (カ) 化学肥料を削減し有機物の有効利用を推進するため、営農指導活動の中で関係機関と協力しながら耕畜連携を推進し、良質たい肥の利用拡大を図ります。
- (キ) 有機農業を推進するため、「茨城県有機農業推進計画」に基づき、技術対策として有機農業事例集の作成・活用を行うとともに、有機農業公開ほ場を設置し研修会を行うことで技術の向上と有機農業者の交流を図ります。

さらに、学識経験者や有機農業者、流通関係者等で構成される「茨城県有機農業推進会議」の中で、状況に応じて有機農業の推進に係る課題と対策について検討を進めていきます。

イ 農村の環境保全活動の推進

農村が有する資源の保全・管理や農業・農村の多面的機能の維持・増進などを進める取組を支援します。

- (ア) 農業者と地域住民等の共同による農業用排水路等の保全管理活動や農村地域の景観形成活動、生態系保全活動などの農村資源の保全や農村環境保全の取組などを支援します。
- (イ) 耕作放棄地の再生や利用を推進するほか、里地里山の有効活用等を推進します。
- (ウ) 森林の持つ公益的機能を有効に活用し、地域住民にとって快適で豊かな森林環境を創出するために、平地林や里山林などの整備を進めるとともに、森林づくり活動などを支援します。

- (エ) 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域ぐるみの防止活動などを支援します。
- (オ) 中山間地域等において、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生防止や中山間地域等が有する多面的機能を確保するための取組に対し支援します。

(3) エコ農業茨城の情報発信

エコ農業茨城の取組を広く県民等に情報発信することで、本県農業・農村・農産物の良好なイメージを醸成します。

- ア 環境への貢献度を分かりやすく消費者に知らせるために、生物指標などを用いたエコ農業の見える化について検討します。
- イ 県内直売所、量販店、各種イベントにおいて、環境にやさしい営農のPRやエコ農産物の販売促進キャンペーン等を行うほか、HPや新聞等を活用したPRを行います。
- ウ エコ農業優良地区等をエコ農業茨城の顔として重点的なPRを行い、本県農業・農村・農産物のイメージアップを図ります。
- エ 産地と消費者との交流の場づくりを支援し、消費者と生産者の信頼関係の構築を図り、エコ農業茨城の理解促進を図ります。
- オ 地産地消運動や食育運動と連動し、学校給食や小売業、飲食業等と連携を図り、エコ農業に対する理解を深めるとともに、「食べて応援する」といった意識を高めるような情報発信を行います。

6 推進体制と成果目標について

(1) 推進体制

- ア 農業改革を推進する中で、農業者、行政、関係団体等様々な主体が自らの役割を踏まえつつ、互いに連携し推進します。
- イ 茨城をたべよう運動と相互に連携し、地産地消の推進と併せ、実需者や消費者に理解促進を図ります。
- ウ 県段階においては、外部有識者等からの意見をふまえつつ、安全・安心エコ農業推進プロジェクトチームを中心に庁内一丸となってエコ農業茨城の面的な広がりを推進します。
- エ 地域段階においては、農林事務所ごとにエコ農業茨城の推進に係る検討を実施するとともに、市町村や農協、土地改良区へもエコ農業茨城の取組を周知徹底し、地域の実情に応じて推進します。

(2) 成果目標

目標項目	現況 (H24)	目標 (H27)
エコ農業茨城に取り組む農村集落カバー率	80.1%	100% ・販売農家 71 千戸の概ね 2/3 (約 38 千戸) がエコ農業茨城環境規範を理解
協定に基づき農地・水などの保全管理を共同で行う団体数	349 団体	580 団体
いばらきエコ農産物の栽培面積	2,048ha (H24.12 月末データ)	6,000ha
GAP の導入農家数	2,200 戸	3,500 戸

7 その他

関連事業については【別紙】に記載。

【別紙】

関連事業

- (1) エコ農業茨城拡大推進事業（平成 25 年度新規）
- (2) エコ農業茨城活動支援事業（継続）
- (3) 環境保全型農業直接支援事業（継続）
- (4) いばらき農産物安心づくり推進事業（継続）
- (5) 農産物等安全確保対策事業（継続）
- (6) 安全・安心産地育成事業（継続）
- (7) 霞ヶ浦等湖沼にやさしい農業対策費（継続）
- (8) 資源リサイクル畜産環境緊急対策事業（継続）
- (9) 良質堆肥広域流通促進事業（継続）
- (10) 農地・水保全管理支払交付金（継続）
- (11) 耕作放棄地再生利用緊急対策（継続）
- (12) 中山間地域等直接支払交付金事業（継続）
- (13) 中山間ふるさと・水と土保全対策（継続）
- (14) 身近なみどり整備推進事業（継続）
- (15) 元気な森林づくり活動支援事業（継続）
- (16) 鳥獣被害防止総合対策交付金（継続）
- (17) 茨城をたべよう運動推進事業（平成 25 年度新規）
- (18) いばらきの畑地再生事業（平成 25 年度新規）